

平成25年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、60分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、2枚あります。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲法】

以下の事例はあくまで仮定である。

Xは、19xx年にA地方裁判所で現住建造物放火等の罪で懲役18年の判決を受け、その後、最高裁判所で上告が棄却されて、同判決が確定し、これに基づきB刑務所で服役している者である。Xは、刑務所で服役するなかで、受刑者の処遇について疑問を持ち、政治家あてに「受刑者処遇の在り方の改善のための獄中からの嘆願書」を送付し、刑務所内の実情を明らかにしながらその改善を求めた。

その後、Xはこうした自分の動きや嘆願書についてマスコミに取材してほしいと考えるようになり、C新聞社あてにその旨の手紙（以下「本件信書」という）を書き、B刑務所長のYに発信の許可を求めた。Yは、当時の監獄法46条2項に照らし、これを不許可とした。

- (1) 刑事収容施設における被収容者には特別な人権制限が許されると考える、ひとつの正当化理論に「特別権力関係論」があった。その内容と問題点について説明せよ。

[配点20点]

- (2) 本件において、XはYに対してどのような憲法上の主張をして訴訟を提起できるか。[配点60点]

監獄法

46条 在監者には信書を発し又は之を受くることを許す

- 2 受刑者及び監置に処せられたる者には其親族に非ざる者と信書の発受を為さしむることを得す但特に必要ありと認むる場合は此限に在らず

(旧法 原文をひらがな表記にした。)

注：現在は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に改正されている。